

# 指定管理者総合評価シート

## 1 施設の概要

|      |                                                 |                                                       |               |
|------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|---------------|
| 施設名  | 豊岡市立木屋町小路                                       | 所在地                                                   | 豊岡市城崎町湯島391番地 |
| 設置目的 | 市の観光と地場産業の一体的な振興及び都市と地方との交流促進を図り、地域の活性化を推進するため。 |                                                       | 設置年月日         |
|      |                                                 |                                                       | 2008年 7 月 1 日 |
| 選考方法 | 非公募                                             | 豊岡市公共施設再編計画における施設の方<br>向性<br>第 2 期計画期間（2026年度～2035年度） | 検討            |

## 2 指定管理者が行う業務等

|                   |                                                             |                                                |                             |
|-------------------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------|
| 指定管理<br>者名        | （株）湯のまち城崎                                                   | 指定期間                                           | 2022年 4 月 1 日から2027年 3 月31日 |
| 指定管理<br>業務の内<br>容 | (1) 地域の活性化<br>(2) 交流促進<br>(3) テナント入居者の公募<br>(4) 交流広場の使用許可関連 | (5) 施設への入館・制限<br>(6) 施設の維持管理<br>(7) その他市が認める業務 | 指定管理<br>料（千円）<br><br>なし     |

## 3 総合評価

### (1) 指定管理者制度導入効果の検証

|   |                      |
|---|----------------------|
|   | 当初の見込みを上回る効果が達成できた。  |
| ○ | 当初見込んでいた効果が概ね達成できた。  |
|   | 当初見込んでいた効果は達成できなかった。 |

（上記の判断理由や具体的内容）

- ①指定期間中10区画中 9 区画がテナント入居しており、指定管理期間中、黒字を維持している。  
※残りの 1 区画は2024年度に空き、2025年度に新規店舗入居済み。  
②専門職大学の学生や城崎温泉地区に勤める新入社員などと協力した集客イベントを実施し、地域の活性化及び交流を促進した。  
③のぼり旗設置台座の増設や店舗紹介チラシの作成・配布を行うことで、テナントの宣伝を促進し、利用者から前向きな評価を得た。

### (2) 指定管理者制度運用における課題・問題点

新規テナント入居者の募集がなかなか集まらない状況である。

### (3) 指定管理者制度継続の検討

|   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| ○ | 指定管理者制度を継続する。                     |
|   | 指定管理者制度による運用の見直しを検討する。若しくは検討中である。 |

（上記の判断理由や具体的内容）

- ①テナント募集などの工数や修繕に係る経費面などを考慮すると、直営で運営するよりも指定管理制度を継続するほうが有利であると考えられる。  
②事業内容については、基本協定書に基づく内容で適切に運営されており、利用者へのサービス向上も図られている。  
③施設に係る修繕などの維持管理も適切に行われている。  
以上の理由により、今後も引き続き指定管理制度を継続する。

### (4) 指定管理者制度評価委員会の意見

指定管理者制度導入の効果が認められるため、引き続き同制度による管理運営が適当であると認める。選定方法については非公募とし、指定管理期間については、引き続き協議すること。

#### 【追記】

その後の協議の結果、指定管理期間を 5 年とすることを決定した。施設の今後のあり方や管理運営の方向性について、整理・検討を進めること。